

特定地域型保育事業の運営に係る付加給付等について

(付議の要旨) 平成27年4月に予定される子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)の施行に向け、区が認可・確認する地域型保育事業の安定的な運営及び保育の質の向上に資することを目的とした区独自の付加給付等を実施するにあたり、その取扱いを整理したので報告する。

1 主旨

新制度では、地域型保育事業に対する「地域型保育給付」を創設し、区の確認した事業の財政支援を保障していくこととしている。

現行、区が認可保育園に対して実施している付加給付と同様に、区が認可・確認する地域型保育事業の安定的な運営及び保育の質の向上に資することを目的として「区独自の付加給付」、「延長保育及び一時保育に係る委託費と利用者負担額」、「上乗せ徴収及び実費徴収の取扱い」について要綱を定め、指導監督を実施する。

2 地域型保育事業(新制度における区の認可・確認事業)

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

3 地域型保育給付の基本構造

(1) 公定価格(A)

内閣総理大臣が定める基準により通常保育に要する費用を勘案し算定した運営費

(2) 利用者負担額(区基準保育料)(B)

区が政令で定める額を限度として保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める保育料

(3) 給付費(D + E + F) = 公定価格(A) - 国基準保育料(B)

財政措置(負担割合): 給付費 = 国 1/2(D)、都 1/4(E)、区 1/4(F)

公定価格(国基準運営費)(A)					区付加給付(G)
国基準保育料(B)	国庫負担金(D) = (A - B) / 2	都負担金(E) = (A - B) / 4	区負担金(F) = A - B - D - E		
利用者負担額(区基準保育料)(B')	区負担保育料(C) = (B - B')				
← 区から地域型保育事業者に支払う運営費 →					

4 地域型保育事業の運営に係る付加給付の範囲と考え方

区は、以下の費用を付加給付として公定価格に基づく給付に加えて事業者を支払う。

(1) 区負担保育料(C)

地域型保育事業の保育料は、区が定め、利用者が利用契約に基づき事業者を支払う。

区は、国基準保育料よりも低い保育料(区基準保育料)を設定したため、公定価格に不足が生じないようにその差額を支払う。

平成27年度概算経費 29百万円

(2) 区付加給付(G)

公定価格における質改善前と質改善後の差額

公定価格は、質改善のための加算が予定されているが、本来、国基準の運営に際して必要な費用であることから、質改善までの間、質改善前と後の差額を支払う。

平成27年度概算経費は、公定価格（仮単価）により積算しているが、今後、政省令により示される公定価格が公定価格（仮単価）の水準と大きく異なる場合は、改めて区付加給付の範囲等を定めることとする。

平成27年度概算経費 35百万円

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等において、国の基準以上の基準を定めたものに係る運営費用

区は、現在の区における類似事業等の基準が国の基準より高い場合には、保育の質の確保の観点から、現在の区の基準を、国の基準の方が高い場合には国の基準を、新規事業等の基準については、国の基準を基本としつつ、子ども・子育て部会等での議論を勘案して基準条例を定めている。

公定価格は、国の規準をベースに保育に通常要する費用の額を勘案して算定しているため、区が国の基準以上の基準を定め、運営経費負担が生じるものについては、これらの基準を遵守するために必要な費用を支払う。

以下、関係条例の上乗せ内容のうち、付加給付欄に「 」を付した項目の運営に係る費用を付加給付する。

家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例									
家	小A	小B	小C	居	事	事	項目	上乗せ内容	付加給付
							運営規程の策定	職員の資格有無、連携施設を規程に定める	
							設備（保育室等）	新耐震基準に基づく建物であること	
							設備（保育室等）	0・1歳児：乳児室又はほふく室1人につき3.3㎡以上	
							設備	小規模保育事業A型と同様とすること	
							保育従事者	保育士割合は6割以上とすること	
							保育従事者	保育士、助産師、保健師、看護師の資格を持つ家庭的保育者（指定研修を修了した保育士等）で、かつ保育経験がある者	
							事業者の要件	都内近郊において、1年以上保育施設を運営している法人であること 上記保育施設から、保育に関する支援、連携を受けられること	
							連携施設	家庭的保育事業等と同様に、連携施設を確保すること	
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準に関する条例									
家	小A	小B	小C	居	事	事	項目	上乗せ内容	付加給付
							連携施設	居宅訪問型保育事業以外	
							運営規程	職員の資格・免許有無、を規程に定める	
							事故防止及び事故発生時の対応	事故状況、事故に際して採った処置について記録し、区の求めに応じて提出しなければならない	
							会計区分	施設ごとに経理を区分すること 財務諸表については公表しなければならない	
							記録の整備	施設ごとの職員賃金台帳、教育・保育の提供に際し締結した委託契約等関係書類を整備すること	

家：家庭的保育事業 小A・B・C：小規模保育事業A・B・C 居：居宅訪問型保育事業

事～：定員20人以上の事業所内保育事業 事～：定員19人以下の事業所内保育事業

付加給付欄：設備に関する上乗せ内容への対応は、に含める。

平成27年度の実施見込みなし

公定価格と市場価格との差

公定価格は、人件費の地域差を反映した地域区分を定め、その地域に応じた加算を行

っている。また、賃借料についても民間の家賃水準を踏まえた地域別の加算水準が検討されているが、公定価格上、特別区内は同地域であり、区ごとの家賃水準は考慮されていない。当区の家賃水準を踏まえ、不動産の貸与を受けて事業を実施する場合の賃借料負担を軽減するため、賃借料の加算給付を行う。

平成27年度概算経費 12百万円

安定的な運営及び保育の質の向上に資することを目的とした費用

現行、区が認可保育園に対して実施している付加給付を踏まえ、安定的な運営及び保育の質の向上に係る費用を支払う。

平成27年度概算経費 33百万円

## 5 延長保育及び一時保育に係る委託費と利用者負担額

延長保育及び一時保育は、新制度の地域子ども・子育て支援事業（区の委託事業）に位置づけられる。事業の実施にあたっては国が示す給付水準及び現行の認可保育園における給付を踏まえて別途取扱いを決定する。

なお、当該事業に係る利用者負担額は、現行の認可保育園の取扱いを踏まえて以下のとおりとする。

### （1）延長保育料

区立保育園の延長保育料を参考に事業者が定める。

平成27年度概算経費 20百万円（特定財源：国7百万円、都7百万円）

### （2）一時保育料

認可保育園と同様に1日（8時間）3,000円とする。

平成27年度概算経費 5百万円（特定財源：都3百万円）

## 6 上乗せ徴収及び実費徴収の取扱い

### （1）上乗せ徴収

事業者は、保育の質の向上を図る上で、特に必要であると認められる対価を利用者の文書による同意のうえで徴収することができる。

当区においては、上記項目4のとおり区が保育の質の向上を目的に付加給付を実施するため、上乗せ徴収については原則実施しないことを付加給付の条件として付す。

### （2）実費徴収

事業者は、日用品、文房具その他必要な物品、行事への参加に要する費用等を利用者の同意のうえで徴収することができる。

通常の保育に要する費用（給食代、おやつ代、遠足代、連絡帳等）は保育料に含まれると解するため、実費徴収できる費用は、通園送迎費（通園バス）、夜食代、アルバム代、紙おむつ代等、利用者が個別に選択可能な費用を原則とする。

ただし、実施にあたっては、区への事前協議を求め、内容を確認する。

## 7 要綱制定及び指導監督

国では、地域型保育給付は個人給付（法定代理受領）である性格上、用途制限は設けないことを基本とする旨の方向性が示されている。上記付加給付は、補助金ではなく、給付（扶助費）に付随するものと位置づけるが、用途の透明性確保の観点から世田谷区補助金交付規則に準じた規程（要綱）を定め、適正な事業執行に努める。

また、地域型保育事業に関しては、認可・確認に基づく指導監督権限を区が有するため、用途制限、指導監督に関する国や都の動向を踏まえ、指導監督の体制を整える。

## 8 今後のスケジュール（予定）

平成27年 2月4日 福祉保健常任委員会報告

4月 新制度施行 給付対象施設及び事業運営開始